



長野県訓令第8号

本庁内部部局  
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成18年7月6日から施行します。

平成18年7月6日

長野県知事 田中康夫

別表中

「

知事印	情報公開・法規 チームリーダー	方 20	長野県 知事印	を
-----	--------------------	------	------------	---

」

「

知事印	情報公開・法規 チームリーダー	方 20	長野県 知事印	に改める。
知事印 (表彰専用)	情報公開・法規 チームリーダー	方 30	長野県 知事印	

」

情報公開・法規チーム

正 誤

平成18年6月26日付け公告「地方公務員等共済組合法に基づく平成17年度決算に係る損益計算書及び貸借対照表の要旨」中

ページ	行(箇所)	誤	正
19	「1 損益計算書の要旨」の表の「収入」の経理区分「業務」の「その他の収入」	619	342
19	「1 損益計算書の要旨」の表の「収入」の経理区分「業務」の「計」	346,243	345,966
20	「1 損益計算書の要旨」の表の経理区分「業務」の「差引当期利益金又は当期損失金(△)」	25,036	24,759

市町村チーム

平成18年3月30日付け長野県規則第17号「勤労者福祉施設管理規則の一部改正」中

ページ	行(箇所)	誤	正
142	下から2	「館長 印」	「館長 罫」
142	下から2	「長野県知事 印」	「長野県知事 罫」

労働福祉チーム